

2018年5月29日

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男様

抗議声明

共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会
(共通番号いらぬネット)

私たちは2018年1月30日に貴委員会に対して、以下の3点の質問を行った。

- (1) 特別徴収税額通知書の漏洩等問題への対応について
- (2) 事業者の取得した個人番号の利用目的変更のQ&Aについて
- (3) 情報提供ネットワークシステムの特定個人情報保護評価について

回答を希望した2月13日までに連絡はなく、問い合わせに対して検討中との対応が続いた後、4月4日に電話で、4月6日にメールで「個別の事案に関する質問であること等」の理由で回答を拒否された。

3点の質問はマイナンバー制度の安心・安全に関わる重大な問題であり、いずれも貴委員会の職務と関わっている。

(1)は、昨年5月に自治体から民間事業者に送付された地方税の特別徴収税額通知書に、多くの自治体や関係機関が危惧を示していたにもかかわらず総務省がマイナンバーの記載を強行し、その結果貴委員会の報告によれば152件の大量漏洩が発生し、昨年暮れに2018年度の通知へのマイナンバーの記載が中止された事件である。

しかしその漏洩や対応の実態は明らかにされず、また貴委員会がどのような監視監督を行ったのかも不明のため、これらを明らかにするよう求めたものである。

(2)は、地方税の特別徴収事務のために事業者に通知されたマイナンバーについて、貴委員会が他の事務への転用を認めるQ&Aを示したことに対し、プライバシー権（自己情報コントロール権）の侵害、事業者での違法な流用の助長、総務省への追随という貴委員会の独立性への疑問などを問うたものである。

(3)は、昨年11月から本格運用を開始した情報提供ネットワークシステムに対し、7月に会計検査院が、特定個人情報保護評価が貴委員会の定めた指針に従って行われていないことや情報連携のタイムラグにより更新されない古い情報が提供される問題などを指摘していることに対する、貴委員会の見解や対応を質すものである。

貴委員会は、マイナンバー制度への「国民の懸念」＝危険性に対する安心・安全措置の要とされ、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督や苦情への対応を業務としている。その貴委員会がこれらの問題への説明責任を放棄したことは、マイナンバー制度の危険性への思いを強めるものである。

私たちは市民の疑問に答えぬ個人情報保護委員会に抗議するとともに、速やかに質問に対し誠意ある回答をするよう求める。